

子ども・若者総合支援センター 各係の業務内容及び募集状況

ページ	係名	フルタイム	採用予定日	パートタイムA	採用予定日	備 考
P9-11	乳幼児相談係	1名	R7.11.1			
P12-14	親子支援係					
P15-18	乳幼児支援係	1名	R8.1.1	1名	R7.11.1	
P19-24	家庭児童相談係	1名	R7.11.1			
P25-27	発達支援係					
P28-30	教育支援係					
P31-33	才能伸長 自立支援係					

I a 乳幼児相談係

ことばが増えない、落ち着きがない、友達とうまく遊べないなど、乳幼児期の発達に関する相談は増加している。

乳幼児期は、基本的生活習慣の確立や社会性の育ちなど個人差が大きい時期である。また、この時期の子どもたちは、周囲の大人との関係の中で育っていくことから、発達について不安を感じる保護者に対し、子どもの発達を促すための関わりについて相談・助言を行っている。



相談の風景

1 事業内容

(1) 乳幼児の発達に関する相談・支援

発達検査や行動観察を通して、子どもの発達状況を客観的に確認し、子どもとの関わりにどのような配慮をすると次の発達のステップにつながるのかを保護者とともに考える。

① 発達相談（来所相談・電話相談等）

- ・来所や電話等での相談の中で、保護者の思いや子育ての大変さなどを傾聴しながら、日々の育児や子どもに対するとらえ方、心理状態等を把握する。
- ・アセスメントに基づき、子どもの行動の意味や対応方法を保護者へ伝え、子どもの発達を促すための関わりについて助言する。
- ・必要に応じて支援につなげ、関係機関と調整する。

② 乳幼児健診時の個別相談（1歳6か月児 ことばの相談）

- ・保健センターが行う1歳6か月児健診の際に、ことば等子どもの発達に心配を持つ保護者からの相談に対応。
- ・保護者から日常生活の様子や育児の中での不安や困難さを聴き取り、子どもの発達状況（対人関係・行動・運動発達等）を確認。子どもへの関わりについて助言を行う。
- ・必要に応じ、保健衛生部の保健師と連携し支援を継続する。

③ 就学前巡回相談

- ・「集団生活の中で困っている子ども」の属する保育所（園）・幼稚園・認定こども園等に相談員を派遣し、集団の中での行動観察や保育者及び保護者との相談を実施する。
- ・子どもが困っていることと大人が困っていることを整理し、行動の意味を伝え、対応方法について共通理解を図る。

（2）エールぎふ診察室

発達について小児科医による診察の場を設置している。

小児科医による診察

- ・予約制（週1～2回、1日3～6コマ。診察時間1時間）
- ・就学前の乳幼児の医学的診断、発達の総合評価及び保護者、関係機関への助言。
- ・保護者が子どもの特性を理解することにより、子育てに対する不安全感の軽減につながる。診断後の保護者の受容に対する支援が必要。



エールぎふ診察室

(3) 地域支援

子どもを社会全体で育てるために

① 交流保育

- ・ 児童発達支援センターや児童発達支援事業所等を利用している子どもが、地域の保育所（園）で子どもたちと交流する。

② 療育DVDの貸出し

- ・ 子どもの発達や障がいに関する正しい知識と理解を深めるため、発達障がい児への支援方法等に関するDVDを貸出する。



療育DVD

(4) 療育総合判定会議

市内の保育所（園）、認定こども園等からの申請に対し、子ども保育課と協同で会議を開催。保育士等の加配が必要と思われる入所予定、または在籍する子どもについて、発達の面から「保育上特別な配慮と支援が必要な幼児」としての認定の必要性について審議を行う。

- ・ 心理発達に関する判定員として会議に参加し、技術的協力を実施。
- ・ 認定後、必要に応じて保護者への相談支援を行う。

2 成果

- 保育所（園）・幼稚園・認定こども園等への就学前巡回相談を通じて、保護者や支援者に対し、子どもの行動や発達について理解を促すことができた。また、関係機関と連携し必要な支援につなげた。
- エールぎふ診察室では、必要に応じ意見書、紹介状を発行するなど就学後も切れ目ない支援が受けられるよう対応した。

I b 親子支援係

親子教室は、発達面で心配のある子どもとその保護者を対象に、人と触れ合うことの楽しさやコミュニケーションの広がり育てるための教室である。また、家族とともに子どもの成長を見守り、それぞれの子どもや家族に合った支援を行っている。

主訴はことばの遅れの他に、対人面や自己コントロール力の弱さ、多動、対人緊張が強いなどの心配が増加している。そのため、保護者は子どものことが理解しづらく、「関わり方がわからない」「大人の言うことを聞いてくれない」「外出すると勝手に走って行ってしまい、迷子になってしまう」等の困り感や育てにくさを感じることが多い。

保護者の育児不安やストレスも大きく、精神的なフォローが必要なケースが増えている。



親子教室
「何して遊ぼうかな？」

1 主な利用児の紹介経路

- ① 保健センターが実施している乳幼児健診や、地域の保健師からの紹介
- ② “エールぎふ” 乳幼児相談係からの紹介

2 事業内容

親子教室開催場所

(1) 親子教室の実施

① ねらい

- ・親子遊びを通し、対人意識を広げ、コミュニケーション意欲を高める。
- ・大人から子どもへ関心を広げ、人と関わる楽しさを味わう。

② 方法

- ・1歳児（0歳児含む）と2歳児をいくつかのグループに分け、親子教室の職員のほか、乳幼児相談係の職員も入り、多角的に子どもの発達をとらえられるようにしている。（④参照）



③ 内容

- ・ 1 歳児（0 歳児含む）は 1 時間、2 歳児は 1 時間 15 分の活動を原則としている。
- ・ 子どもの発達段階に合わせた活動を行い、それぞれの子どもの育ちと発達課題を保護者と共有する。また、職員がモデルとなって関わり方を助言している。

親子で運動（体操・ふれあい遊び）

始まりの会（呼名・手遊び）

設定遊び（課題に応じた遊び）

絵本や紙芝居・パネルシアター

さようならの歌

トイレトレーニング（2 歳児）

シールはり



④ グループ分け

- ・ 発達面、行動面等の課題に応じて行っている。また、対人緊張が強い児や、個別的な対応が必要な親子に対して少人数グループをつくり、よりきめ細かな支援ができるようにしている。

<令和 6 年度実施グループ>

対 象	グループ	時 間	場 所
1 歳児 （0 歳 児含 む）	すくすく	午前	長良幼児支援教室（北保健センター2階）
	コアラ①②	午前	岐阜南幼児支援教室（南保健センター1階）
	バンビ①	午前	子ども・若者総合支援センター3階
	うさぎ①②③	午前	長良幼児支援教室（北保健センター2階）
	りす①②③	午前	長良幼児支援教室（北保健センター2階）
2 歳児	パンダ①②③④	午 前・後	長良幼児支援教室（北保健センター2階）
	カンガルー①②	午 前・後	長良幼児支援教室（北保健センター2階）
	きりん	午前	子ども・若者総合支援センター3階
	ひよこ	午後	柳津幼児支援教室（もえぎの里2階）
	ぞう①②③	午 前・後	長良幼児支援教室（北保健センター2階）
	ライオン	午後	岐阜南幼児支援教室（南保健センター1階）

（２）個別相談の実施

子育ての悩みや進路について、個別相談を実施している。親子教室の活動の前後に時間を設け、保護者の思いを聞きながら育児相談を行ったり、乳幼児相談係と連携しながら発達検査を行ったりしている。保護者と子どもの特性や発達状況を共有し、子どもに合わせた関わりを持つことができるように支援している。また、必要に応じて社会資源の情報提供をしている。

初回参加時に、保護者の子どもへの理解や、子育てに対しての思いや環境の視点でアセスメントを行い、保護者に寄り添った支援を目指している。



親子教室 絵本

「大きなかぶが抜けました ♪」

（３）“おやこつうしん”の発行

親子教室での子どもの姿から、子どもの発達や育ちに合わせた関わり方や、子どもの行動の意味を掲載した“おやこつうしん”を、年４回発行し、保護者が子どもをより理解できるようにしている。

３ 成果

- 利用児の進路について相談や情報提供を行い、就園や 幼児支援教室、児童発達支援センター等につないだ。
- 保護者と子どもの育ちを共有しながら育児支援を行い、特性や発達に合わせた関わりが出来るように理解を促した。
- 保護者アセスメントを行い、保護者支援の視点で相談を実施した。
- 親子教室の活動前後の時間に保護者との個別相談を設けて、保護者の困り感や悩みに応じた。
- 親子教室のなかで、運動発達や、コミュニケーション意欲を促す活動を行った。
- 相談シートを活用して利用者への個別面接を行った。

I c 乳幼児支援係

幼児支援教室は、ことばの発達が心配な幼児や友達と一緒に遊んだり活動したりすることが苦手な幼児（3～5歳児）を対象に、本人の興味・関心のある「あそび」を通して、ことばやコミュニケーションの力を豊かにしていくことを目的とした教室である。保護者と親学級（在籍している保育所・園や幼稚園、こども園等）との連携を図り、日常生活での育ちを大切にしている。また、小学校とも連携を図り、就学への支援に努めている。

1 幼児支援教室の位置及び連絡先

教室名	住所	電話番号
長良	長良東2丁目140番地（北保健センター内）	295-1133
岐阜北	福光西1丁目16番2号	231-5501
鷺山	下土居2丁目9番12号（鷺山保育所内）	231-1121
岐阜東	水海道1丁目16番13号（岐阜東幼稚園内）	259-2401
市橋	市橋6丁目13番25号（市橋コミュニティセンター内）	275-5108
加納	加納東丸町2丁目9番地1（加納幼稚園敷地内）	278-3755
岐阜南	茜部菱野1丁目75番地2（南保健センター内）	268-6232
柳津	柳津町下佐波西1丁目15番地（もえぎの里内）	279-6326



鷺山幼児支援教室



市橋幼児支援教室



柳津幼児支援教室



岐阜南幼児支援教室

〈幼児支援教室地区割〉

長良幼児支援教室	岐阜東幼児支援教室
岐阜北幼児支援教室	市橋幼児支援教室
鷺山幼児支援教室	加納幼児支援教室
岐阜南幼児支援教室	柳津幼児支援教室



岐阜北幼児支援教室



長良幼児支援教室



岐阜東幼児支援教室



加納幼児支援教室

2 事業内容

(1) 幼児支援教室の実施

① 対象児

- ・ことばの発達がゆっくり
- ・ことばでの表現ややりとりが苦手
- ・友だちと一緒に遊ぶことが苦手
- ・落ち着きがない
- ・集団にうまく入れない
- ・発音が不明瞭
- ・その他、発達面で心配なお子さん

② 指導のねらい

- ・興味のある遊びを中心に生活体験を豊かにする。
- ・社会性の基礎である親子関係を大切にしながら、周りの大人や子どもと豊かにかかわる力を育てる。
- ・自分の思いや要求を表現する力を育てる。
- ・身体全体や手先を使った遊びを通して、感覚や運動発達を促す。
- ・舌や唇の動きを滑らかにし、口腔機能を高める。

③ 指導形態

- ・通級制…幼稚園、保育所（園）、認定こども園などから、約束した日時に保護者が付き添って通う。

【通級コース】月に2回程度

【相談コース】月に1回

- ・個別指導、実態に応じて、ペア指導や小集団指導を行う。

④ 指導時間

- ・1時間目 9時10分～10時10分
- ・2時間目 10時40分～11時40分
- ・3時間目 13時30分～14時30分
- ・4時間目 15時00分～16時00分

⑤ 入級基準

支援形態	①「通級」コース（月に2回程度）※年少児は4～6月は月1回 ②「相談」コース（月に1回） ※①のコースは、一人1時間の個別指導及び、小集団指導 ②のコースは、一人1時間の個別指導あるいは小集団指導
入級判定に関わる観点	○幼児の実態に応じて、「通級」コースか「相談」コースのいずれか。 ○医療機関の訓練（ST、OT、SST）の利用状況によって、「通級」コースか「相談」コースのいずれか。 ・医療機関の訓練が月1回を超える場合は、相談コースになる。 ○児童発達支援事業・保育所等訪問支援事業を利用の場合は、併用できない。 ※ただし、 <u>年長児のみ1月からの児童発達支援事業所の利用</u> については、併用できる。その場合も利用の開始時期など、事前に申し出が必要。

(2) 幼児支援教室の基本方針

- ・保護者と一緒に子育ての方向を探り、子育ての喜びを分かち合うなど、保護者との協働を大切にする。
- ・幼児が好きな遊びを十分に楽しむことにより、担当者との信頼関係を深め、心に寄り添いながら指導する。
- ・好きな遊びを広げたり、深めたりしながら経験を豊かにし、ことばの発達を促す。
- ・遊びを通して、幼児の様子を観察し、一人一人の良さが生かされる指導計画を立て、適切な支援に心がける。
- ・幼児の実態に応じて、小集団（ペアやグループ）指導を行い、友達とのコミュニケーション力を培う。
- ・保護者と親学級の先生、幼児支援教室担当者の三者が、互いの立場を尊重し合い連携を深め、支援内容を明確化する。

① 保護者と協働する。

幼児期は、幼児に代わって保護者が判断したり思いを伝えたりすることが多い一方、幼児自身が考え、行動して「自分」をつくるという、“自立に向けての芽が育まれる重要な時期”である。これを踏まえ、一人一人の発達の違い、これまでの育ち、現在の姿から多面的に幼児を理解し、支援していくことが大切になる。保護者と担当者が、一緒に幼児の成長に目を向け、お互いに学び合える関係を築いていく。

② 幼児一人一人の育ちをサポートする。

幼児の実態に即した課題を明らかにし、指導方法を工夫する。そして、「あそび」を通してコミュニケーションの力を育み、目標の姿に近づくことができるよう、幼児自らが意欲的に活動に取り組めるようにすることを大切にする。（個別指導計画の作成）

連絡ノートや親学級訪問、幼児支援教室公開指導、懇談会などを通して、保護者や親学級と連携しながら、その幼児の様子を総合的に把握し、支援をしていく。

③ 幼児期から学齢期への橋渡しを支援する。

就学すると、幼児にとって生活環境や人間関係などが大きく変化するため、できるだけ混乱せず順応できることを願い支援していく。幼児支援教室では、保護者の願いや幼児の良さを大切にしながら、幼児にとってより良い就学先と一緒に考えていく。そのため、就学に関する学習会の開催、学校見学の案内、同行など、情報を提供していく。

就学先が決定した後は、保護者の了解を得て学校と引き継ぎをし、切れ目ない支援を目指す。（引継ぎシートの作成・活用）

④ 保護者同士の交流を促進する。

保護者同士のつながりを大切にし、知らなかった情報を得たり、お互いの悩みを共有できたりすることを願っている。保護者の会「ゆったりゆったり」の参加を促したり、必要な方へは「幼児期ペアレント・トレーニング」を紹介したりする。



3 成果

- 幼児支援教室の指導の充実のために、小集団指導の前後でのカンファレンスや職員同士の情報共有を大切にしました。指導前に、お子さんの実態を交流し、願う姿を共有したり、活動内容や支援方法について話し合ったりすることでより適切な支援につなげることができた。
- 職員の資質向上を目指し、職員研修を20回行い、互いに学び合うことができた。新任研修では、悩みや疑問の交流で思いを共有する時間を設けることで、研修をより現状に合わせた内容に変更していくことができた。
- 関係機関を活用した研修では、希望ヶ丘こども医療福祉センターの相談事業を利用し、運動面の発達の心配のあるお子さんの事例を挙げながら、発達の段階や支援方法を教えてもらうなど、実践につながる研修を行うことができた。
- 保護者支援として、「幼児期ペアレント・トレーニング」をI係で開催した。幼児支援教室利用者へは、教室担当者から内容のフォローや声掛けを行うことで、より保護者の思いに寄り添った支援を行うことができた。
- 切れ目ない支援のために、年中児保護者から「就学に関する学習会」の参加を呼びかけ、参加者が大幅に増加した。お子さんの実態に合わせて、必要な支援につながるように、保護者の理解を得ることにつながっている。

Ⅱ 家庭児童相談係

児童虐待とは、保護者が児童に対して行う重大な権利侵害である。具体的には、身体的虐待（殴る・蹴る等）、心理的虐待（暴言・無視等）、ネグレクト（衣食住の世話をしない等）、性的虐待（わいせつな行為をする等）に分類される。

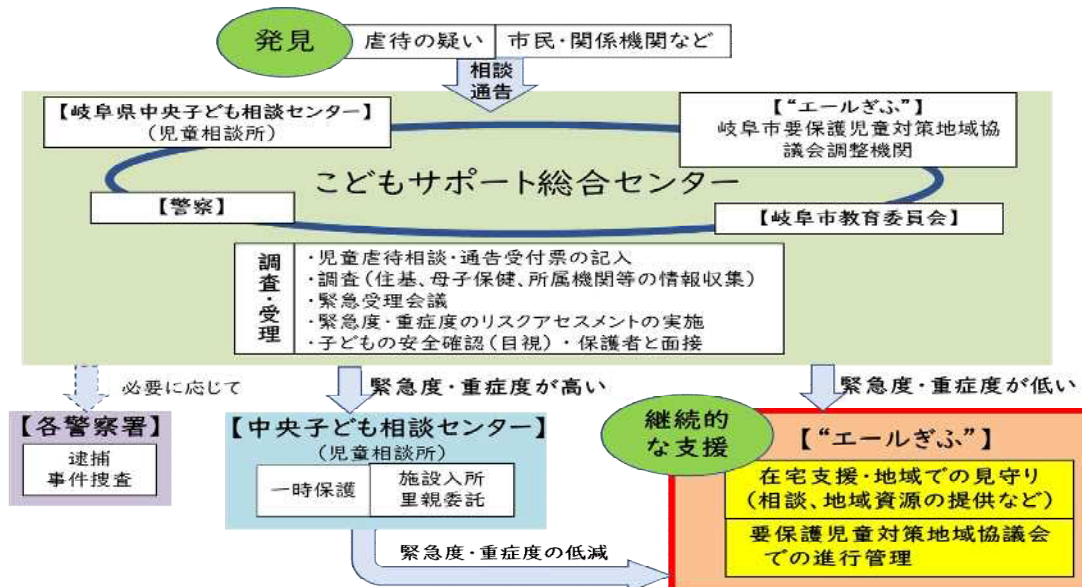
全国の児童相談所における児童虐待の相談対応件数は、年々増加しており、深刻な社会問題となっている。

そこで、関係機関の情報共有や同行訪問などを迅速に行い、連携強化を図ることを目的に令和4年4月より、岐阜県中央子ども相談センター（地域連携課）、岐阜県警察本部生活安全部少年課（少年サポートセンター分室）の職員が“エールぎふ”内に常駐し、「こどもサポート総合センター」を設置した。

1 事業内容

（1）児童虐待通告・相談

市民や学校等から児童虐待の通告を受けた場合、速やかに対象児童の情報収集と安全確認を実施する。「こどもサポート総合センター」と連携し、緊急度や支援困難度の判断に基づいて主担当を決定するとともに、必要に応じて関係機関によるケース検討会議を開催し、支援方針や役割分担を協議する。通告後の役割として、中央子相は、立入調査、臨検・捜索、一時保護、施設入所などを実施する。“エールぎふ”は、地域での見守り、子育て支援サービスの相談や助言などを実施している。



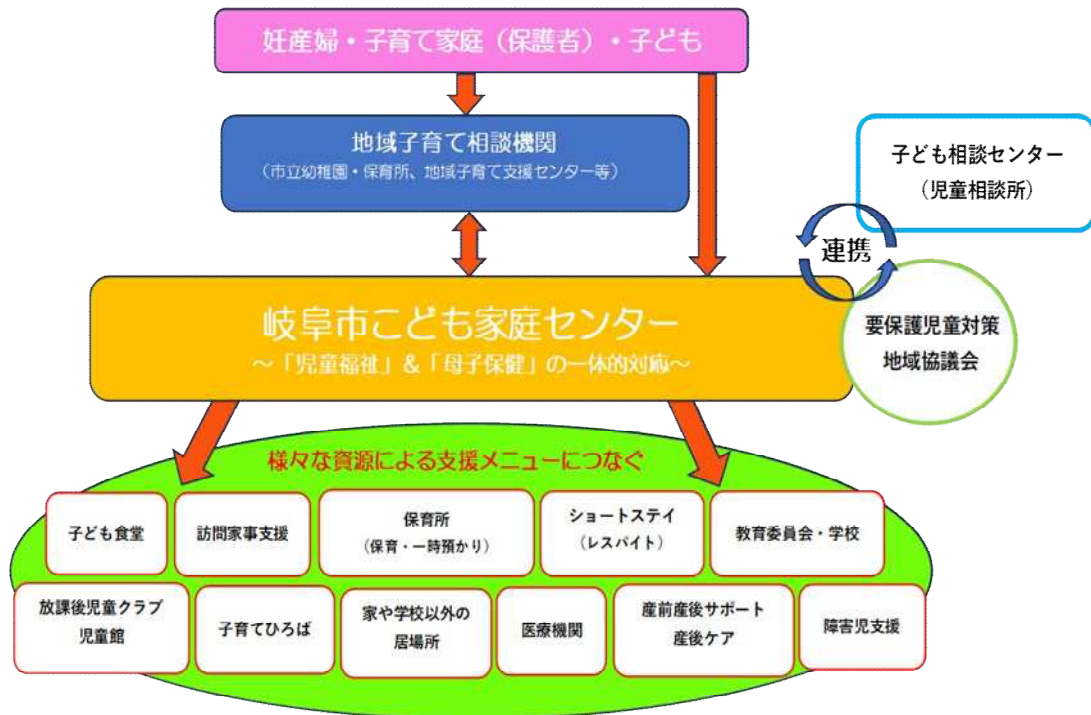
《通告先》

- ・岐阜市子ども・若者総合支援センター 058-269-1600
- ・児童相談所虐待対応ダイヤル 189（いちはやく）

※居住地が岐阜市以外の場合は、居住地の市町村の児童相談窓口へ通告

また、令和6年4月から、「子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）」と「母子

健康包括支援センター（母子保健）」を定期的に運営し、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもを包括的に支援する機関として「こども家庭センター」を設置。児童福祉・母子保健両部門の連携・協働を深め、また、地域子育て相談機関である保育所、地域子育て支援センターなどの関係機関との連携をさらに強化することで、虐待への予防的な対応から、個々の家庭に応じた切れ目のない対応を実施している。



（２）養護相談

児童虐待相談以外に、家庭における児童と保護者の問題について、電話・来所・訪問により相談に応じ、必要な支援や助言を実施している。

児童の養育上不適切な家庭環境の相談の背景は、複雑化・多様化している。保護者の経済的問題（無職・借金・生活保護等）に加え、家族関係の不安定さ（離婚・別居・DV（ドメスティックバイオレンス）・祖父母と不仲等）、保護者の精神疾患・障害・薬物依存、あるいは、保護者の養育能力欠如（生活習慣の乱れ・家の中が乱雑・不衛生等）などである。

（３）要保護児童対策地域協議会

要保護児童対策地域協議会は、児童福祉法に規定された機関で、要保護児童（※１）の適切な保護、要支援児童（※２）や特定妊婦（※３）の適切な支援を図るため、情報共有と支援方針の検討、関係機関の役割分担等を協議するネットワークである。

「代表者会議」「実務者会議」「個別ケース検討会議」の三層制であり、保健・医療・福祉・教育・警察・司法等の関係機関・団体が構成される。

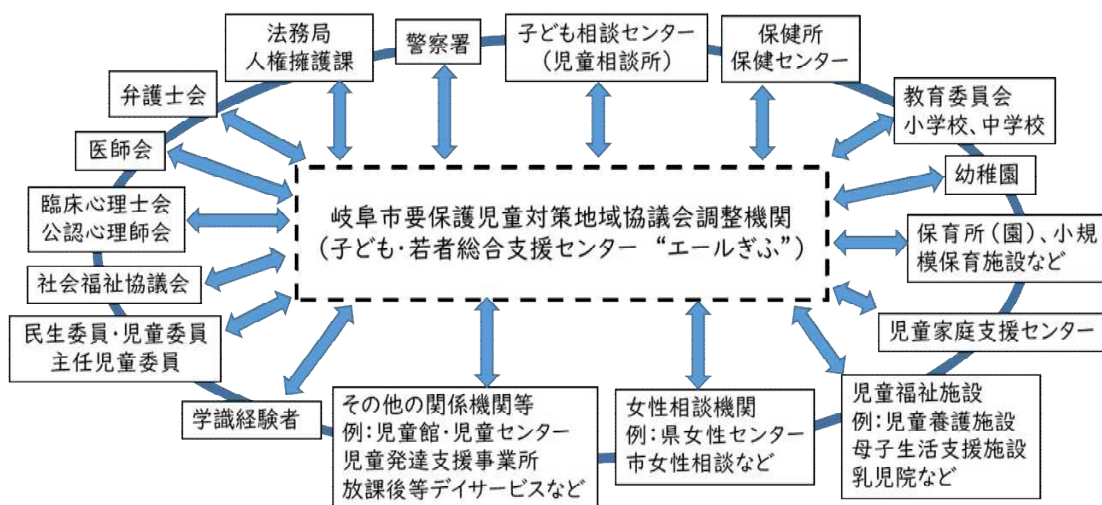
特に実務者会議では、児童虐待ケースの進行管理を行い、個別ケース検討会議では、要保護児童等の状況把握・支援計画検討・支援経過報告などを行っている。

また、要保護児童等に関する、保育所（園）・幼稚園・小中学校からの情報提供を受けるほか、研修への派遣等、相談・支援体制の強化に向けた取組を進めている。



児童虐待対応研修会

- ※1 要保護児童：保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童
- ※2 要支援児童：保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童（要保護児童を除く）
- ※3 特定妊婦：出産後の養育について、出産前に支援を行うことが特に必要と認められる妊婦



《三層制のイメージ》

調整機関 (子ども・若者総合支援センター「エールぎふ」)	代表者会議（年2回開催） 関係機関の情報交換、児童虐待防止施策の検討
	*児童福祉関係 ・岐阜市福祉事務所 ・岐阜県中央子ども相談センター ・岐阜市民生委員・児童委員協議会 ・児童家庭支援センター ・母子生活支援施設 ・社会福祉法人岐阜市社会福祉協議会 *婦人保護関係 ・岐阜県女性相談センター *保健医療関係 ・岐阜市保健衛生部 ・岐阜市医師会 ・岐阜県臨床心理士・公認心理師協会 *教育関係 ・岐阜市教育委員会 ・岐阜市私立幼稚園連合会 *警察・司法関係 ・岐阜中警察署 ・岐阜県弁護士会 *人権擁護関係 ・岐阜地方法務局 *その他 ・学識経験者 ・岐阜市市民生活部（市民課） ・民間団体の代表
	実務者会議（年12回開催） 全ケースについての状況確認、主担当機関・主たる支援機関の確認、支援方針の見直し
	・岐阜県中央子ども相談センター ・子ども家庭支援センターぎふはこぶね ・乳幼児ホームまりあ ・岐阜県臨床心理士・公認心理師協会 ・岐阜市民生委員・児童委員協議会 ・岐阜県警察本部（少年課） ・岐阜市教育委員会（学校安全支援課） ・岐阜市福祉事務所（生活福祉課一課・二課、障がい福祉課） ・岐阜市保健所（健康増進課・地域保健課、北・中・南保健センター） ・岐阜市子ども未来部（子ども支援課・子ども保育課） ・学識経験者
	個別ケース検討会議（随時開催） 各ケースについての状況把握と問題点の確認、支援方針や支援内容の具体化、支援経過の共有、役割分担

（４）養育支援訪問事業

養育支援訪問事業は、児童福祉法に規定された事業である。妊娠届出書・乳児家庭全戸訪問・乳幼児健康診査・医療機関の情報提供等により把握し、継続的な支援を行っている要支援家庭のうち、特段の支援を必要とする家庭に対して導入する。育児ストレス・産後うつ病・育児ノイローゼ等により、子育てに対して不安や孤立感を抱える家庭や、さまざまな原因で養育の支援が必要となっている家庭に対して、保健師等による指導・助言等を訪問により実施する。（保健師・助産師・家庭子育て相談員・乳幼児相談員等の家庭訪問による、育児に関する相談・指導）

（５）子育て世帯訪問支援事業

子育て世帯訪問支援事業は、児童福祉法に規定された事業である。家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施し、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする。（ヘルパー等事業所へ委託）

（６）乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の状況確認に関する調査

乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の状況確認の対象児童とは、乳幼児健康診査等の保健・福祉サービスを受けていない、児童手当等の必要な届出や手続きを行っていない、保育所や学校等の所属があるにも関わらず長期間通っていないなどの理由で、自治体による連絡や接触が困難となっている家庭に属する児童（小学校修了前の児童（０歳から１２歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある児童））をいう。このような家庭では、虐待のリスクが高いと指摘されており、所在・安全の確認が必要となる。

岐阜市では、平成２６年度に策定した「居所不明児童対応指針」に基づき、該当児童の早期把握と迅速な安全確認を図っている。

① 母子保健部門との連携

１歳６か月児健康診査・３歳児健康診査未受診者について、児童の所属、医療機関の受診状況、出入国記録等を調査し、連絡・接触が困難な事案について、該当児童の所在および安全の確認を行った。

② 市内の保育所（園）・幼稚園との連携

施設に対し調査依頼を行い、連絡・接触が困難な事案２件について、該当児童の所在および安全の確認を行った。

③ 児童手当担当部門との連携

現況届返戻者等について、児童の所属、医療機関の受診状況、出入国記録等を調査した。

④ 住民基本台帳部門・児童福祉部門・教育委員会等との連携

居所不明疑いのある児童又はその保護者が来庁した場合、直ちに“エールぎふ”に連絡をもらうよう依頼し、“エールぎふ”職員が直接安全確認を行えるように努めた。

(7)「オレンジリボン絵てがみコンテスト」実施

11月は、「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」月間であり、児童虐待をなくし、子どもの笑顔を守りたい、子育て家族を地域で支えたいという願いを込めた「オレンジリボン運動」が全国的に展開されている。岐阜市では、児童虐待防止に向けた市民の意識啓発を図るため、平成23年度から「オレンジリボン絵てがみ」を実施している。

「家族の絆」「親子のふれあい」をテーマに、作品中に「オレンジリボン」を描く等の規定のもと、小学生以下の部、中学生以上の部で作品を募集し、各部門とも、最優秀賞1点、優秀賞1点、佳作3点を選定した。

第13回 オレンジリボン絵てがみコンテスト 受賞作品



小学生以下の部 最優秀作品



中学生以上の部 最優秀作品

(8) 研修等における児童虐待防止の周知・啓発

- ・児童虐待の早期発見・早期対応、予防のため、小中学校教員、保育所・幼稚園職員、児童館などの施設職員等を対象に研修会を実施した。
- ・ヤングケアラーを含む要支援児童等の早期把握のため、民生委員・児童委員や市内医療機関にエールぎふへの情報提供を依頼する文書を発出した。

2 成果

○児童虐待事案における関係機関との連携体制強化

- ・令和4年4月にこどもサポート総合センター（エールぎふ、岐阜市教育委員会、岐阜県中央子ども相談センター、岐阜県警察本部）を設置したことにより、児童虐待通告に対し、合同緊急受理会議を開催。そこで迅速に情報共有し、初動対応・役割分担・援助方針を協議している。また、関係機関が様々な視点から同時にリスク評価を行うことにより、リスクの過小評価や重度なケースを見逃ごすことを防止し、必要な支援を行っている。
- ・令和6年4月よりこども家庭センターを設置したことにより、毎月合同ケース会議を開催。早期の段階で情報共有を行い、児童福祉部門と母子保健部門の様々な意見や考えを取り入れた支援の検討を行うことで、リスク評価の差異をなくし、必要な支援につなげている。

○児童虐待防止の積極的な広報啓発

- ・オレンジリボン絵てがみコンテスト、広報ぎふ、FMラジオ等による広報啓発のほか、岐阜バス市内ループ線、JR岐阜駅情報案内板、庁舎総合窓口待

合スペースでの啓発動画配信を行った。

3 子どもの見守り体制の強化

(1) 支援対象児童等に係る状況確認の実施

要対協支援対象児童等のうち、幼稚園・保育園、小中高等学校の在籍児童については、毎月「要保護児童等報告書」の提出を求め、児童の登校状況、所属での様子等の状況確認を実施してきた。

令和2年度からは、上記のほか子どもの見守り強化アクションプラン及び県の調査に基づき、支援対象児童等の状況確認を実施し、県に報告している。未就園児、特定妊婦等については、医療機関、福祉サービス事業者、子ども相談センター、生活保護担当、母子保健担当、宅食事業者など、関わりのある機関との情報共有を通じて、状況把握を実施。必要な場合は、エールぎふ職員が家庭訪問等を行い、目視により確認している。

(2) 子ども見守り宅食事業の実施

市内のひとり親家庭のうち、見守りが必要な子どもがいる家庭に対し、食事や食材の配達を通じて、子どもの安否確認など、子どもや家庭の状況を把握するとともに、必要に応じて生活習慣の習得支援や学習支援を行うNPO法人等に対し、当該取り組みに係る経費を補助。

4月15日から3月14日まで（年末年始を除く）週1回配達。

4 ヤングケアラー・コーディネーターの配置

(1) ヤングケアラーの早期把握・早期支援

令和4年4月よりヤングケアラー・コーディネーターを配置し、ヤングケアラーの認知度向上のため、学校、地域包括支援センターなどの関係機関を訪問し、研修会の実施等による周知・啓発を行った。

併せて、市内小中学校、医療機関、歯科診療所等の関係機関に各機関でヤングケアラーを把握した際は、速やかに“エールぎふ”に情報提供していただけるよう依頼文書を発出するなど、ヤングケアラーの早期把握・早期支援に努めた。

また、令和7年4月より児童虐待、要支援児童への対応を行っている家庭児童相談係の要員として位置づけ、家庭訪問等に同行することで、さらなる早期把握・早期支援に努める。

(2) 市区町村が行うヤングケアラー実態調査

令和6年6月の子ども・子育て支援法の改正に伴う通知に記載の「市区町村におけるヤングケアラーの把握のための調査は、定期的な実施が望まれる（少なくとも年1回程度）」旨の指針に基づき、市内小中学校と連携し、必要な実態調査を行っていく。

Ⅲ 発達支援係

通常学級に在籍する児童生徒の行動面や学習面における不適応な状況から、学齢期の発達に関する相談が増加している。聞き取りや行動観察、発達検査等を実施して多面的なアセスメントを行い、具体的な支援方法を共に考えるようにしている。

また、子育てに悩みを抱える保護者の思いに寄り添いながら、アドバイスをしたり、保護者の会を提供したりすることで、保護者が安心して子育てできるように支援している。

1 事業内容

(1) 学齢期の発達に関する相談・支援

本人や保護者の思いに寄り添いながら、悩みを聞いたり、具体的なアドバイスをしたりすることで、不適応の改善を図る。

① 相談活動と継続支援

- ・電話相談後、来所を促し、面談の機会を設ける。来所相談では、相談者の思いに寄り添いながら、困り感や生育歴、家庭環境、学校の様子などを丁寧に聞き取り、情報を整理した上で、具体的なアドバイスを行う。また、必要に応じて、発達検査を実施する。必要に応じて、児童生徒への本人支援を行う。
- ・相談後のアフターフォローとして、一定期間後、児童生徒の状況を確認する。心配が残る児童生徒については、必要に応じて今後の支援の方向を再相談する。

② 専門アドバイザー（臨床心理士等）と職員による訪問発達相談

- ・学校を訪問し、対象となる児童生徒の授業を参観したり、担任から状況を聞き取ったりしながら、実態把握に努める。その上で、具体的な支援の方法や今後の方向性をアドバイスする。
- ・ケースの状況に応じて他係との連携を図り、効果的な支援につなげる。
- ・ナビブック（ホームページ）を活用し、研修会等で利用の啓発をする。

③ 発達検査及びフィードバック

- ・本人の実態を把握し、支援の方向性を探るために、保護者の同意を得て発達検査を実施する。
- ・フィードバックは、保護者と教職員合同で行い、支援方法の共通理解を促したり、必要な社会資源を紹介したりする。
- ・必要に応じて本人フィードバックを行い、自己理解につなげる。



検査後のフィードバック

(2) 子育てに悩みを抱えた保護者への支援

保護者同士の語らいの場を提供したり、子育てに悩んでいるケースに対し、子どものよさに目を向け、望ましい親子関係を築くことができるように支援したりする。

① 保護者の会「ゆったりゆったり」の開催

- ・子どもの発達が気にかかる保護者を対象とした会を年間6回、岐阜市のコミュニティセンター等を巡回して実施する。
- ・子育てのヒントを得たり本音で語り合ったりすることで保護者の心の安定を図る。



コミュニティセンターでの「ゆったりゆったり」の様子

【令和6年度 保護者の会「ゆったりゆったり」】

回	日 時	場 所
1	5月21日(火)	北部コミュニティセンター
2	7月10日(水)	西部コミュニティセンター
3	9月18日(水)	もえぎの里
5	11月20日(水)	市橋コミュニティセンター
6	1月15日(水)	長森コミュニティセンター
7	3月6日(木)	北東部コミュニティセンター

※10月は、保護者を対象とした講演会を「みんなの森 ぎふメディアコスモス」にて開催

② ペアレント・トレーニングの実施

- ・親子教室や幼児支援教室、自立支援教室利用者の保護者、“エールぎふ”の相談者の中で必要かつ希望する方、及び、長良川大学講座「ペアレント・トレーニング」の受講を希望する方を対象とする。
- ・“エールぎふ”のスタッフがトレーニングを担当し、小集団を編制した上で、保護者同士の関わりを大切にしながら活動する。
- ・お試し編を体験した後、基礎編を全5回、引き続き、応用編全6回、さらに、終了3ヶ月後に、フォローアップ編1回のプログラムを設ける。
- ・基礎編では、ペアレント・トレーニングの基礎となる考え方を学び、子どもの行動の観察と整理に取り組む。



日常生活を振り返って整理

- ・応用編では、基礎編を生かし実践する。具体的に子どもの行動について対応したことを保護者同士で共有し、工夫改善を図っていく。
- ・フォローアップ編では、再度、日々の関わりを見直し、今後に生かす。

(3) 放課後居場所づくり事業の実施

特別な対応が必要な子どもたちを対象に、放課後や長期休業中に、安心できる場や学習支援の場を確保するとともに、次世代を担う児童生徒の健全育成を支援する。

NPO法人に委託し、実施

- ・特別な対応が必要な子どもたちが安心して過ごすことのできる場を提供し、安心して学習に向かうことのできる環境を整える。
- ・個に応じた学習支援を行う。

2 成果

- 相談者の気持ちに寄り添い、じっくりと話を聞きながら困り感に対して学校訪問や発達検査などを実施し、具体的な支援内容について提案することができた。
- 相談のあった児童生徒に対し、一定期間を置いて学校や保護者から相談後の状況を把握し、必要に応じて学校訪問や再相談等、継続相談を行った。
- 保護者の会では、先輩保護者にメンターとして参加してもらい、悩みを共有したり子育てのヒントを得たりできる場を提供することができた。スマート連絡帳を通して開催を伝えた結果、参加者が増えた。また、保護者の会の参加から、個別の相談につなげることができた。
- ペアレント・トレーニングでは、参加者の増加に伴い、活発な意見交換ができた。子どもへのよりよい関わり方が分かり、成果があったと感じている保護者が多かった。また、ペアレント・トレーニングの考え方を生かしたティーチャーズ・トレーニングを、出前講座や研修という形で支援者に対して行い、内容についての周知を図ることができた。

Ⅳ 教育支援係

岐阜市内の不登校児童生徒数は、小・中学生共に多い状況が続いている。

不登校児童生徒の中には、行きたくても行けなくて苦しんでいる子、生活リズムを崩している子、人とかかわることへの不安を訴える子、学習が遅進となることへの不安を感じる子も多くいる。また、わが子の不登校の状況から、将来への見通しが持てず、悩んでいる保護者も多い。

このような状況から、本係では不登校児童生徒本人やその保護者の悩みや思いを聴かせてもらい、寄り添いながら共に考え、支援を行っている。また、不登校児童生徒の支援の一つとして、「岐阜市子ども・若者自立支援教室」の運営をしている。

1 岐阜市子ども・若者自立支援教室の位置と連絡先

教室名	住 所	電話番号
明德自立支援教室	明德町11番地(“エールぎふ”内)	269-1321
岐陽自立支援教室	上川手735番地2(岐陽体育館内)	240-7012
芥見自立支援教室	芥見南山3丁目10番1号(教育研究所内)	243-2011
七郷自立支援教室	西改田字川向3番地(旧養護学校小中学部内)	234-8551



明德自立支援教室



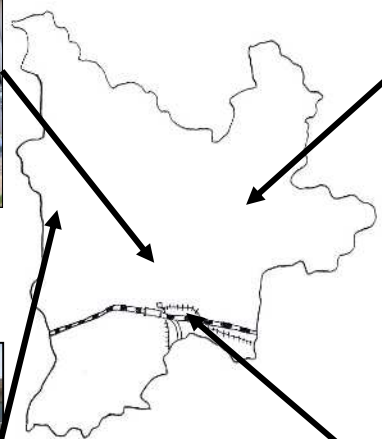
芥見自立支援教室



七郷自立支援教室



岐陽自立支援教室



2 事業内容

(1) 不登校児童生徒及び保護者に対する相談活動と継続支援

本人や保護者の悩みや思いを共感的に受け止め、寄り添いながら、相談や支援活動をすることで、自己課題の改善を図る。

① 相談活動

- ・他係、専門アドバイザー等と連携したアセスメントを実施する。
- ・不登校の児童生徒や保護者が抱える悩みを受け止め、寄り添いながら解決法を共に考える。
- ・不登校や登校しぶりの状況に合わせた対応について、保護者と共に考え、より良い接し方や支援の方向を提案する。

② 自立支援教室での継続支援

- ・他者とのふれあい、多様な体験活動等を通して、児童生徒の自主性や社会性を育成し、自己肯定感、自己有用感を高め、社会的自立に向けた支援を行う。
- ・より良い人間関係づくりができる力をつけるため、SSTの要素を取り入れた支援を行う。また、不登校児童生徒の「社会的自立」に向けた目標を不登校児童生徒と共に考え、個別支援プログラムを作成し、専門アドバイザーやSSW、他係や学校と連携し、見通しをもった支援活動を行う。

【自立支援教室の日課】

時間	9:30	10:00	10:50	11:00	11:50	12:00	13:00	13:50	14:00
明德教室1 明德教室3		準備	学習 タイム 1	休憩	学習 タイム 2	休憩	昼食・ 昼休み	学習 タイム 3	片付け・ 振り返り
時間	9:30	10:00	10:50	11:00	11:50	12:00	13:00	13:50	14:00
明德教室2 岐陽教室 芥見教室 七郷教室		準備	学習 タイム	休憩	活動・ 学習 タイム	休憩	昼食・ 昼休み	活動・ 学習 タイム	片付け・ 振り返り

- ・日常の活動では、自主学習や教科の学習を行い、学習習慣を育成する。また、読書、創作、スポーツなどの個人の興味関心を伸ばす活動、集団遊びやスポーツ、レクリエーションなどの仲間と関わる活動等を行う。
- ・ふれあい活動では、自立心や社会性を育むため、スポーツ、登山、音楽、クラフト、自然体験、動物とのふれあいなど、年間8回、多様な体験活動を通して、自他の新しい発見による自己肯定感を醸成する。より多くの人と関わる機会をつくり、体験活動を通じた社会性を育成する。

- ③ 自宅から出ることが難しい児童生徒が外に出るきっかけとして、『“エール”サマーフェス』という体験型のイベントを実施する。

(2) 不登校児童生徒保護者への支援

不登校児童生徒にとって、安心できる居場所が家庭の内にもあるように、保護者の不登校に対する考え方や個々の状況に応じた働きかけを、支援員や不登校児童生徒の保護者で具体的に考える。そして、行動化へと繋げられるように、継続的な相談や支援、保護者の会を実施する。

① 保護者の会「ぼちぼちいこか」の実施（年間10回）

- ・参加者同士が語り合い、悩みや思いを交流する中で、子どもの見方や接し方について考えたり、心の安定を図ったりする。
- ・アドバイザーやカウンセラー、学びの多様化学校の教員などの講師に加え、不登校経験者やその保護者をメンター（良き助言者）として招き、経験に基づいた話や助言をしてもらう。

② 希望する保護者と支援員との懇談

- ・夏休みに自立支援教室の通所生保護者と支援員の懇談を行う。自立支援教室での様子を伝え、家庭との連携を図る。

3 成果

○ 子どもたちが安心して通える自立支援教室の運営

- ・発達特性や困り感を抱えているなど、個別の対応が必要な通所生も多くなっているが、個々の課題や良さについて、係内で共通理解を図ったうえで支援にあたることができた。実態に応じた臨機応変な対応により、通所生が安心して過ごすことができるよう努力した結果、少しずつ自信を回復し、安定した通所や登校へのチャレンジなど通所生の前向きな姿もみられた。

○ 他係との連携

- ・カウンセラー等の専門アドバイザー、他の係（家庭児童相談、発達支援、才能伸長・自立支援、SSW等）と連携し、面談、支援の在り方や方向性についての多面的な検討などにより、必要な支援につなげることができた。

○ 保護者の会、保護者との懇談

- ・保護者の会では、参加者同士のグループトーク、メンターによる体験を踏まえた話やカウンセラーや学びの多様化学校の方、発達支援係、才能伸長・自立支援係の専門的な話を聴く等の機会を設けたことで、「参加してよかった。」「気持ちが軽くなった。」という感想をもつ参加者が多かった。
- ・自立支援教室通所生保護者に懇談で子どもの良いところや教室での様子を伝えることができ、家庭との連携を図ることができた。

V 才能伸長・自立支援係

特性や愛着、家庭環境など、いくつかの要因が重なって起こる依存症や非行問題、不登校などの様々な悩みをもつ子ども・若者や、その対応に困る家族や学校の相談が多い。相談者が自ら問題解決できる力をつけるために、家庭の協力や学校、関係機関等との連携を大切にして相談支援を進めている。

また、義務教育修了後、生活や進路について悩む子ども・若者や保護者の相談も多い。高校をやめたい、自分の進路に希望がもてない、ひきこもりなど、様々なことに悩んでいる。このような状況に対して、当事者の社会的自立に向けた相談支援を行っている。必要に応じて、“エールぎふ”だけでなく、市役所関係部署や関係機関（NPO団体等）との協働・連携支援を行っている。

1 事業内容

（１）問題行動を起こす子ども・若者及びその保護者に対する相談支援

様々な課題を抱える児童生徒に対して、早期に介入し、継続支援を行うことにより、立ち直りを図る（小中高校生・義務教育修了後の若者）。

① 相談活動と継続支援の推進

- ・来所や電話での相談に応じ、相談者を受容し支援する。
※必要に応じて、検査等も含めながら、問題点を明らかにしていく。
- ・当事者の子ども・若者だけではなく、家族支援も行っていく。

② 学校や関係機関等との連携による継続支援

- ・保護者及び学校、関係機関等から相談があった子ども・若者に対し、来所相談や学校訪問等を行い、継続的な支援につなげる。
- ・必要に応じて福祉や医療等の関係機関と連携を図ることで、専門的な力を借りながら、有効な支援につなげる。

③ 個に応じた継続支援

- ・問題行動を起こしてしまう当事者やその家族の状況・背景をアセスメントし、改善に向けて一緒に考えていく。
- ・相談者を取り巻く環境を把握しながら、自力解決や支援の求め方などの手立てを提案していく。
- ・来所が難しい場合には、必要に応じてアウトリーチ支援を行う。



④ 保護者の会『ゆうゆうと』の開催

- ・わが子が社会に参加していく中で、様々な不安や悩みを感じておられる保護者の方を対象とした会を、年間5回（原則6月以降の偶数月の第4水曜日）実施する。

(2) 義務教育修了後から20歳前までの若者に関する相談支援

社会的自立に向けて、若者が抱えている問題や課題を一緒に整理し、自分の力で解決するための支援を行う。

① 進路希望の明確化や自己理解を促す支援

- ・ 個別面談による方向性の確認
 - …高校や専門学校へ行きたい。他の高校へ転学したい。
 - …高校卒業程度認定試験を受験し、大学・短大・専門学校の受験資格を取ったり、高等学校卒業者と同等以上の学力がある者として認定を受けたりするなどして、就職、資格試験等に活用したい。
 - …就職したい。
- ・ 職業適性検査、WISC検査等による自己理解



② 生活改善、行動訓練、対人関係スキルの育成

- ・ 継続来所による生活リズムづくり
- ・ 学習意欲の向上のための土台づくり
 - ※学習習慣づくり（学力向上ではない）を目指す。
- ・ 個々の関心や適性に応じた体験活動
- ・ 対人関係や行動場面对応のためのソーシャルスキルトレーニング（SST）
- ・ 就職に必要な書類の作成や面接トレーニング など



③ 当事者を含めた家族への包括的な支援

- ・ 人間関係の悩み、将来への不安、不登校、高校をやめたい、などの相談に対し、当事者を含め、最も身近で当事者を支えている家族に対しての相談支援

④ 関係機関（NPO含む）等との連携強化

- ・ 福祉、医療、教育、就労等の専門機関との協働・連携により、次の一步につながるような支援
- ・ 体験活動への参加や同行支援



⑤ アウトリーチ支援

- ・ “エールぎふ” への来所が難しい場合についての学校や地域の公共施設等の利用

2 成果

○“エールぎふ”ネットワーク会議の充実と活用

- ・複雑化・長期化する相談に対応するために、参加機関との顔の見える関係づくりを大切にしました。他機関での会議開催等によって互いの理解と連携強化につなげた。
- ・事例検討や各機関の困り感や取り組みの交流等によって、実際の支援に役立てることができた。



○当事者を含めた家族への包括的な支援の充実

- ・当事者だけでなく家族に対しても、継続的に環境調整を重視した相談支援を行うことで、当事者の不安や悩みの軽減につなげた。
- ・発達検査などで本人や家族の特性理解や受容を促し、生活改善やS S Tなどで自分に自信をもち次への意欲へつなげた。
- ・当事者や家族との信頼関係を大切にした継続的な支援により、家族の理解を得ながら就学や就労への一歩につなげた。

○学校や関係機関との連携支援の充実と地域施設の活用

- ・学校と連携し、転学を希望する高校生の相談支援を行った。
- ・医療と連携を行い、当事者の状況を共有しながら居場所としての支援を行った。
- ・障がい福祉課、生活福祉課などと協働し福祉的サポートが必要な家庭に有効な支援につなぐなど、関係機関と情報共有を行い重層的な連携支援ができた。
- ・家庭訪問や公民館などの地域の公共施設を利用して面談をするなど、来所できない相談者にアウトリーチ支援ができた。

○保護者の会「ゆうゆうと」実施

- ・互いの困り感や様々な不安や悩みの交流や、アドバイザーや他の保護者の経験を知ること、子どもへの関わり方のヒントを得るなど、保護者の不安軽減につながっている。